

感染拡大を防止するためのお願い

令和3年5月7日

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

（手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
密閉、密集、近距離での会話や大声での発声等を
避ける、室内の換気、湿度の調節を心がける）

2 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続をお願いします。 ※

3 密閉、密集、密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけの要素を伴う会合等の回避をお願いします。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

岩手県における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策

- 1 感染が拡大している地域等との往来
- 2 基本的な感染対策の徹底
- 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

令和3年5月7日

岩手県

1 感染が拡大している地域等との往来

(1) 緊急事態宣言が発令されている地域等との往来について

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は、感染拡大防止の観点から不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。

【5月12日から適用見込み】

緊急事態宣言区域（6都府県）

東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

【5月9日から適用見込み】

まん延防止等重点措置区域（10道県）

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県、沖縄県

※宮城県、愛知県は5月11日まで

【不要不急の往来に該当しない場合(例)】

- ・ 会社の業務での出張(※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など)
- ・ 病院への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動

1 感染が拡大している地域等との往来

(2) その他の地域との往来について

緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようお願いします。

- ・ 直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※
福岡県、奈良県、岡山県、大分県、北海道、群馬県、佐賀県、滋賀県、徳島県、岐阜県、広島県、鹿児島県、宮崎県、長崎県、石川県、和歌山県、福島県、熊本県、香川県、三重県
- ・ 不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※
秋田県、茨城県、福井県、鳥取県

※ 緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域を除く。(5月7日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。)

2 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）は一層の注意をお願いします。

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省）

2 基本的な感染対策の徹底

県民及び岩手県来訪者

- ・ 毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、受診前の電話相談
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続※
- ・ 常時マスク着用、密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけの要素を伴う会合等の回避

事業所

- ・ 健康状態・行動歴の記録

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

2 基本的な感染対策の徹底

宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗

- 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守徹底
- 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報の記録
- 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力

医療機関

- 積極的な検査の実施

3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。